

羽村市告示第48号

騒音規制法による地域の指定

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づき市長が指定する地域は、市の区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の工業専用地域、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和35年条約第7号)第2条第1項の施設及び区域の存する区域、並びにこれらに接する地先及び水面を除く。)とする。

なお、関係図面は、羽村市産業環境部環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

東京都羽村市長 並木 心

付 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。